

○三豊市家族介護用品支給事業実施要綱

平成23年3月30日

告示第105号

改正 平成25年3月28日告示第63号

平成27年12月25日告示第260号

平成28年3月30日告示第90号

三豊市家族介護用品支給事業実施要綱(平成18年三豊市告示第22号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、本市の区域内に住所を有する要介護者を常時介護している家庭に対し、介護用品の一部を支給することにより、在宅介護の推進と家族の介護に対する経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、三豊市とする。ただし、利用者及びサービス内容の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体(以下「委託事業者」という。)に委託することができるものとする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 要介護者 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項に規定する要介護認定における要介護状態区分(以下「要介護区分」という。)が要介護4又は要介護5と認定されている者で、本市の区域内に住所を有するものをいう。

(2) 介護者 要介護者と同居し、在宅において当該要介護者を介護している者をいう。ただし、介護している者が2人以上いる場合は、その主たる介護者をいう。

(受給資格者)

第4条 介護用品の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の区域内に引き続き6箇月以上住所を有する介護者であること。

(2) 該当世帯が市民税非課税世帯であること。

2 介護用品の支給を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(介護用品の支給)

第5条 支給の対象となる介護用品は、次に掲げるとおりとする。

(1) おむつ

(2) おむつカバー

(3) 尿取りパット

(4) 清拭剤

(5) 防水シート

(6) 使い捨て手袋

(7) お尻拭き

2 介護用品の支給は、現物支給とし、要介護者1人当たり月額6,500円を限度とする。

3 介護用品の支給は、毎月行うものとする。

(支給対象期間)

第6条 介護用品の支給対象期間は、第4条第2項の規定による申請のあった日の属する月の翌月から、第9条に規定する喪失日の属する月までとする。

(申請)

第7条 第4条第2項の規定による申請は、家族介護用品受給資格認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により行うものとする。

2 市長は、申請書に必要と認める書類を添付させることができる。

(認定等の通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに認定の可否を決定し、家族介護用品受給資格認定通知書(様式第2号)又は家族介護用品受給資格認定却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の受給資格の認定を行ったときは、家族介護用品支給依頼書(様式第4号)により、委託業者に通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第9条 介護用品の受給資格は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(3) 同居する要介護者を介護しなくなったとき。

(4) 同居する要介護者が次のいずれかの要件に該当するに至ったとき。

ア 死亡したとき。

イ 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

ウ 要介護区分が要介護4又は要介護5でなくなったとき。

エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に継続して90日入院したとき。

オ 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護又は同条第17条に規定する小規模多機能型居宅介護(サービス拠点に短期宿泊するものに限る。)を利用した日数の合計が月の2分の1を越える月が3箇月継続したとき。

カ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホームに入所したとき。

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所したとき。

ク 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム若しくは同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設に入所したとき。

ケ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用したとき。

2 受給資格者は、前項の受給資格の消滅要件に該当するときは、速やかに家族介護用品受給資格消滅届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、受給資格者が介護用品の受給を辞退するときは、その旨を前項の消滅届により市長に届け出ることにより、受給資格が消滅するものとする。

(変更届)

第10条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、家族介護用品支給事業変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格者又は要介護者の住所又は氏名に変更があったとき。

(2) その他申請書に記載した事項に変更があったとき。

(受給資格の認定の取消し等)

第11条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格の認定を取り消すことができる。

(1) 要介護者の介護を怠っていると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により介護用品の支給を受けたと認められるとき。

(3) その他介護用品の支給が適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により受給資格の認定を取り消したときは、既に支給した介護用品の支給に要した経費の全部又は一部を返還させることができる。

(取消通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定により受給資格の認定を取り消したときは、家族介護用品受給資格認定取消通知書(様式第7号)により受給資格者に通知するものとする。

(調査及び職権に基づく消滅等)

第13条 市長は、必要に応じて介護用品の受給資格の有無を別に定める基準により調査するものとする。

2 市長は、正当な理由がなく調査等に応じない者に対しては、受給資格の認定を保留し、又は介護用品の支給を停止することができる。

3 市長は、第9条第2項による届出がない場合であっても、公簿等によって介護用品の受給資格の消滅を確認したとき、又は介護用品の受給資格を消滅させることが適当であると認めたときは、職権により当該介護用品の受給資格の消滅を確認することができる。

(消滅通知)

第14条 市長は、第9条第2項の消滅届の提出を受けたとき、又は職権に基づいて受給資格の消滅を確認したときは、家族介護用品受給資格消滅通知書(様式第8号)により受給資格者に通知するものとする。

2 市長は、前項の受給資格の消滅通知又は第12条の取消通知を行ったときは、家族介護用品支給停止依頼書(様式第9号)により、委託業者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年告示第63号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条中三豊市福祉ホーム事業費補

助金交付要綱第1条の改正規定(「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める部分に限る。)及び第8条中三豊市家族介護用品支給事業実施要綱第9条第1項第4号キの改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第260号)抄

(施行期日)

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市家族介護用品支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この告示の施行の際、第8条の規定による改正前の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年告示第90号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の三豊市住民基本台帳記載事項実態調査実施規程、第2条の規定による改正前の三豊市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱、第3条の規定による改正前の三豊市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の児童福祉法による母子生活支援施設母子保護実施取扱要領、第5条の規定による改正前の三豊市子育てホームヘルプ事業実施要綱、第6条の規定による改正前の三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第7条の規定による改正前の三豊市母子家庭等高等技能訓練促進費等事業実施要領、第8条の規定による改正前の児童福祉法による助産施設における助産実施取扱要領、第9条の規定による改正前の三豊市未熟児養育事業実施要綱、第10条の規定による改正前の三豊市居宅生活支援措置実施要綱、第11条の規定による改正前の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱、第12条の規定による改正前の三豊市二次予防事業における訪問型介護予防事業実施要綱、第13条の規定による改正前の三豊市福祉ホーム事業実施要綱、第14条の規定による改正前の三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱、第15条の規定による改正前の三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱、第16条の規定による改正前の三豊市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務処理要綱、第17条の規定による改正前の三豊市地域密着型サービス事業者等監査実施要綱、第18条の規定による改正前の三豊市介護職員初任者研修補助金交付要綱、第19条の規定による改正前の三豊市指定ごみ袋取扱等に関する要綱及び第20条の規定による改正前の三豊市放置自動車事務処理要領に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。